

# 完了検査時によくある指摘事項について

## ○敷地内通路等

### ・段の仕上げについて

事例：段がある部分を、1色のタイルで仕上げてしまう。

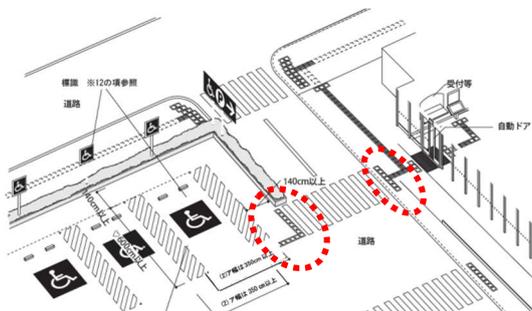
解説：協議対象となる敷地内通路の段については、踏面の端部とその周囲を色により容易に識別できるように求めています。具体的には、踏面の端部を別色のタイルで施工するか、端部に別色のノンスリップを設置するなどの対応を行ってください。

## ○駐車場

### ・車椅子使用者専用駐車区画における点字ブロックの未設置

事例：路外駐車場に車椅子使用者用駐車区画を設置した場合、必要な箇所に誘導用ブロックが設置されていない。

解説：車椅子使用者用駐車区画から主要な出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は整備基準を満たす必要があります。そのため、敷地外であっても対象箇所に点字ブロック等の設置を行ってください。



### ・車椅子使用者専用駐車区画の表示方法について

事例：区画の表示が路面のみ。

解説：神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、車椅子使用者専用駐車区画の表示として、路面表示と立て看板表示の両方が必要です。(バリアフリー法では路面表示のみで適合となります。)

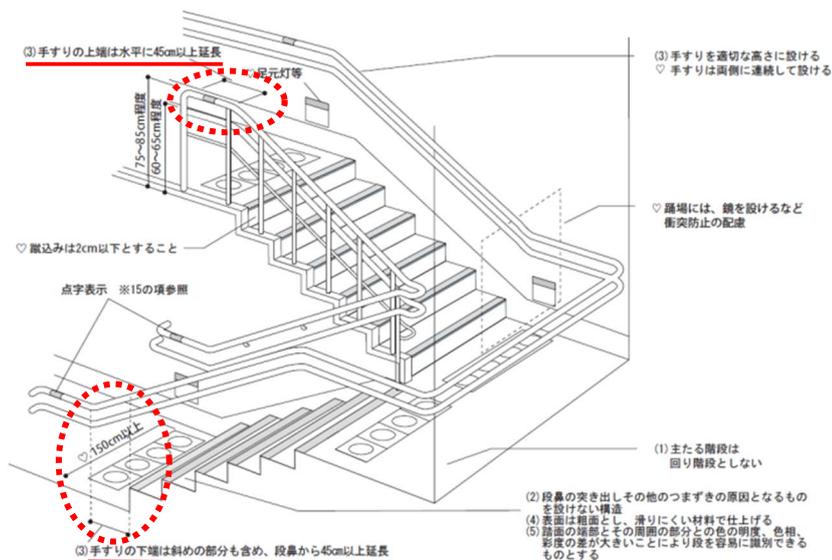


## ○階段

### ・手すりの延長設置不備

事例：手摺が下端の段鼻部分から延長されずに設置されている。

解説：階段手摺は、階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上延長して設置する必要があります。



## ○標識及び案内設備

### ・エレベーター付近の標識設置不足

事例：エレベーター付近に車椅子使用者用のマークはあるが、エレベーターの標識が設置されていない

解説：神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で設置を求めているのは、エレベーターの標識です。車椅子使用者用のマークのみでは適切となりません。

### ・案内板に点字及び浮彫文字の欠如

事例：案内板を設置した際、案内板に点字及び浮彫文字がついていない。

解説：案内板を設置する際には、点字及び浮彫文字を取り入れることが必要です。

### ・案内板の代替案の未施工・不整理

事例：案内板の代替案が、未施工もしくは整理できていない

解説：案内板の代替案としては、エレベーターやトイレ、車椅子使用者用駐車場が容易に確認できることや案内所、または音声案内装置インターホンとなります。

## ○視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

### ・主要な出入口の室内側に誘導用ブロックが未敷設

事例：主要な出入口の室内側に誘導用ブロックが敷設されていない。

解説：出入口前後には誘導用ブロックの敷設が必要です。室内側にも敷設することを忘れないでください。

## ○その他

### ・周囲との色による識別の不足

事例：周囲との色の明度、色相又は彩度の差が小さく、容易な識別ができていない

解説：色による容易な識別は、輝度比が2.0以上を基準としています。

### ※適合証交付について

適合証を取得する場合は、完了届を窓口に提出する際に、適合証交付請求書（第2号様式）を併せて持参してください。